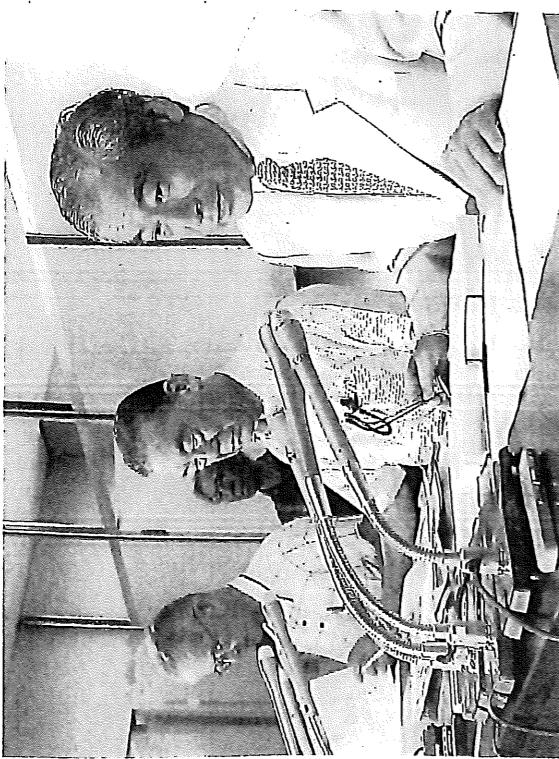


控

小田急騒音に賠償命令

東京地裁 沿線42人に110万円



記者会見する原告・弁護団ら=31日午前9時9分、
東京・電気閣の司法記者クラブ、葛谷晋吾撮影

東京都世田谷区を走る小田急線の騒音をめぐり、同区の沿線住民ら118人が騒音の差し止めや計2億8千万円余の損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁（村上正敏裁判長）は31日、原告の請求を一部認め、42人に計1152万円余を払つようつ小田急電鉄（本社・東京）に命じる判決を言い渡した。（濱野真穂）=13面に関係記事

（注）判決は、走行に伴う騒音によって一部の住民は会話妨害、睡眠妨害やこれに伴う精神的苦痛を受けたと指摘。JR山手線（一般社会生活上）我慢すべき限度（受容限度）を超えたと判断。一方で、騒音の差し止め請求については「住民の日常生活への影響が重大になる」と認めなかつた。

小田急線は東京都の新宿駅と神奈川県の小田原駅を結ぶ私鉄。今回、問題となつたのは



来鉄道についての「騒音指針」を定めた際に、有識者らが検討した内容から、「小田急側の技術水準からすれば、対象区間の屋外騒音を昼間は65dB、深夜から早朝は60dB以下にするものが可能だつた」と指摘した。88年から今年の間に、この

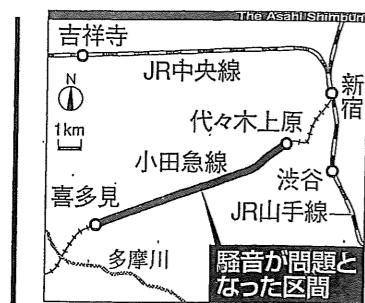
水道を上回る騒音があつた告住民について「受容限度を超えてゐる」と判断。小田急が騒音対策を十分としなかつたことについて違法と結論づけた。損害額については、住民については「1か月あたり3千円、勤務していた人については1か月あたり1800円」が算出された。小田急総務部によれば、国公署等調整委員会が98年、高架化事業の認可取り消しを求めて行政訴訟では06年、34騒音が認められた住民ら「認可は違法だつた」とする

も受けていると訴えたが、判決は「認可は違法だつた」とする

下した。04年には、今回と別支払に応じる和解金が支払われた。一方、地下化を望む住民らが小田急側をめぐっては、国高架化事業の認可取り消しを求めて行政訴訟では06年、

一層の騒音対策求める 小田急訴訟判決 住民ら「長かつた」

2010年(平成22年)9月1日 水曜日 朝刊



踏み込んだ騒音基準

小田急訴訟判決

鉄道他社に驚きも

判決理由 (要旨)

小田急電鉄(本社・東京)に沿線住民の一部への損害賠償払いを命じた31日の東京地裁判決は、騒音の具体的な数値を示して損害賠償額を算定したことが特徴だった。原告だけでなく、国交省の担当者もこの点に注目している。一方、小田急の騒音対策はほかの鉄道会社から見ても進んでいた。

● 鉄道騒音による被害
原告は小田急線の鉄道騒音により会話妨害、テレビの視聴妨害、睡眠妨害及びこれに伴う精神的苦痛、さらには騒音に暴露されることから直接受ける精神的苦痛を受けている。他方、原告らが疾病に罹患(りかん)した事実や身体に被害が生じる危険にさらされている事実は認められない。

● 行政上の基準
在来鉄道の騒音について環

境基準は定められていない。

● 小田急の違法性の有無
環境庁は92年に検討会を開き、新しい路線では7~22時で60dB、22~7時で55dBの見駅の区間は適用されない。

● 差し止め請求の可否
小田急線は沿線住民にとって不可欠な交通手段で、公共交通性は極めて大きい。騒音の更なる低減を求める場合は運行に大きな影響を及ぼす可能性が否定できず、沿線住民への影響は重大なものとなる。差

し止め請求を認めるほどの違法性があるとは言えない。

● 損害賠償請求の範囲
原告は生じた損害に対する賠償額は1ヵ月当たり3千円とするのが相当。ただし、沿線に勤務していたに過ぎない原告3人は、1ヵ月当たり1800円とするのが相当。

2010年(平成22年)8月31日 火曜日 朝刊

住宅密集地を走る小田急線の沿線住民が起こした訴訟で、東京地裁は「騒音対策が不十分」と判断した。差し止め請求は認められず、損害賠償請求が認められた住民も一部だったため、喜びと不満が入り交じった。親の代からこの問題を訴えてきた住民は「長かつた」と振り返った。

II 1面参考

原告の弁護団長を務める斎藤、駒井護士は判決後の記者会見で、「在来線の騒音の環境基準の確立を目指してこの裁判を進めてきた。国の公害等調整委員会の基準より厳しい数値を示した今回の判決には意義がある」と評価した。

一方で、米軍普天間飛行場の騒音をめぐる訴訟と比べて認めた賠償額が少なかつたことから「厳しく検討して対応を決めたい」と述べた。

在来線の基準議論を

〈解説〉在来線の鉄道の騒音については、環境基本法に基づく「環境基準」が定められており、1999年5月に当時の環境庁の局長が出した「新設または大規模改良時の指針」がもとになっている。

だがこの指針はすでに開通していった小田急線の今回の訴訟の区間(代々木上原~喜多見駅間)には適用されなかった。父が生きていた間に判決が出てほしかった」と話した。

道局の担当者は「騒音の状況や住民の受け取り方は、各現場によって異なるのが現実」と強調。判決の数値が各地の騒音問題で独り歩きすることに懸念を示しつつ、「従来の環境省の指針をもとに、各現場ごとに騒音対策を指導していく」と変わらないとした。

ほかの鉄道会社には小田急に同情的な見方もある。同社

は1996年、車輪のロックによる騒音を防ぐシステムを導入。2009年度末現在で約64%の車両で採用している。防音車輪の装着率も04年度末に100%になった。その後、今回問題となった代々木上原~喜多見間にある調査地点では複数線化・立体交差化以前のピーク騒音85dBが、66dBになったという。

原告からは、立体交差化さ

れており、危険への接近者として損害賠償を求めるることは、「許されない」と小田急は主張するが原則として採用できない。もっとも、45人のうち3人の原告は騒音被害を認識しながら転居してきたため、請求は認められない。

(小林誠一、歌野清一郎)

策は不十分と判断。住民らに健康被害は出でていないものの、「我慢の限度を超えていた」と賠償を認めた。

他方で、小田急もそれなりの対策はとってきたため、

「鉄道の公益性」も重視。ただちに騒音の低減策を求める沿線住民の生活に重大な影響が出るため、騒音の差し止めは認めなかった。

今回の判決は、中長期的に見ては早急に議論していく必要がある。(浦野直樹)

東京

千代田 中央 新宿
港 文京 品川 北
目黒 大田 世田谷
渋谷 中野 杉並
豊島 板橋 練馬

小田急騒音一部勝訴 原告住民ら複雑 「測定値に疑問」

世田谷区内を走る小田急線の騒音をめぐり沿線住民らが騒音の差し止めや損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁は31日、原告の請求を一部認め、42人に計1152万円余を支払うよう命じた。提訴から12年経て出た判决にも、原告たちは「将来への不安は消えない」と複雑な表情だった。

判決は「鉄道の公共性」は認めながらも、42人の一部住民については「受容限度を超えていた」と認定した。問題の区間では午前5時ご

ろの始発から午前1時ごろの終電まで、平日で約760本の電車が往来する。小田急は「低騒音のモーターを使った電車を導入したり、レールの継ぎ目で起きた音を減らすロングレールの敷設を進めたり、可能な限りの対策に力を注いでいる」と説明する。

下北沢駅近くに住む男性(71)は判決で賠償金の支払いが認められたが、「まだ判決の全容像が分からぬし、騒音がなくなるわけでもない。今後のことばよく検

討したい」と慎重だった。

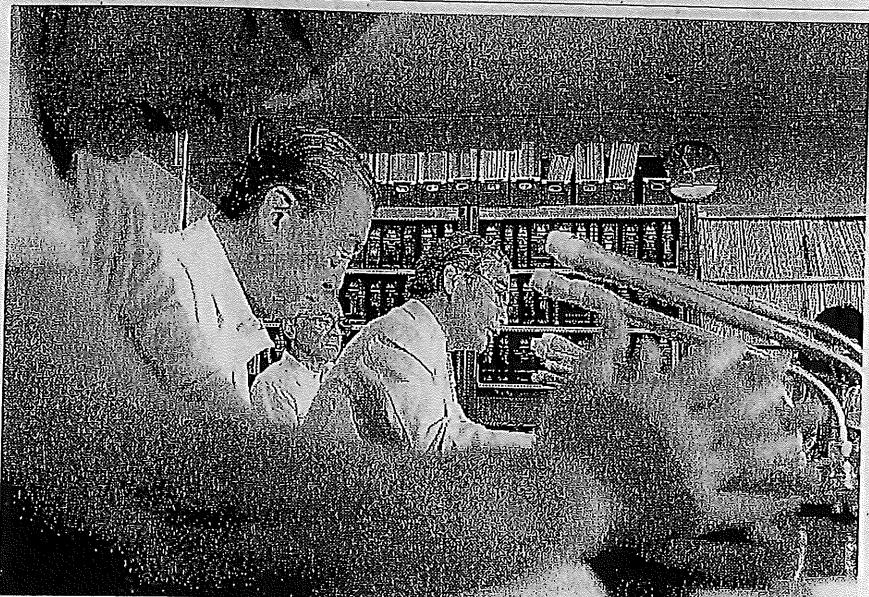
一方、成城学園前駅—高多

見駅間の線路沿いに住む本間一義さん(77)は賠償が認められなかった。

自宅は5階建てのマンション。高架化された線路と同じ高さに自宅がある。「窓を開けるとテレビの音も聞こえないと」と訴えた。

裁判所はいつの、どの測定値を採用したのか。マンシ

ョンのみんなに何と報告すればいいのか。強い口調で憤り、判決後に原告団が開いた集会場を後にした。



記者会見する原告・弁護団ら=31日午前、千代田区、葛谷晋吾撮影

小田急線騒音訴訟

判決東京地裁 42人にて152万

東京都世田谷区の小田急線沿線住民118人が小田急電鉄(新宿区)を相手取り、騒音や振動で生活環境を悪化させられたとして、計約7億8400万円の賠償を求めた訴訟の判決で東京地裁は1日、42人にに対して計約1億52万円を支払うよう命じた。村上正敏裁判長は「愛忍限度を超える騒音で会話やテレビ視聴、睡眠を妨害され、精神的苦痛を受けた」と述べた。【和田武士、伊藤真季】

原告側は、東北沢^{タチツモ見駅間}の騒音を日中平均60dB、夜間平均50dBに抑そ、1人につて騒音について國の基準^{88年以降月額3万円}を支払うよう求めた。新幹線や航空機などと異なり、在来鉄道の騒音について國の基準はないが、旧環境庁は小田急線^{タチツモ総合化事業}を対象にした指針^{日中60dB、夜間平均55dBを定めていた。}を定めていた。決はこの指針を基に小田急線の運行本数技術水準などを加味して「日中65dB、夜間55dBにするのは可能で、達成しない場合は違法との評価を免れない」と指摘した。そのうえで、基準を超える騒音にさらされている4人の被る一^レ判断、台帳書

者に1ヶ月3000円、沿線勤務者に1ヶ月1800円の賠償を認めた。原告側は騒音の差止めも求めたが「生命や身体に被害が生じるおそれがあることは認められない」としてたゞえて「更なる騒音低減を求めた場合には運行のあり方に大きな影響を及ぼし、沿線住民の生活に重大な影響を与える可能性がある」として避けた。

小田急線の騒音問題では、国の公害等調整委員会が98年、屋外の騒音レベルが平均70dBを超えた場合を生活被害と認めたが裁定を不服とした住民らが98年に提訴。原告側の主張に時間が費やされ



小説用語解説の書

二車高地事件で31日午前9時47分、拘入平井撮影

争いが騒音を一日平均65dB以下に抑え、生産量に4200万缶を支えうる条件で4年と和解に応じている。

「大變殘念な判決
小田急電鉄の話
訴訟で住民と和解
「敗者」
「勝者」

原口行護画表情敵し

聞いてよく考えたい。」等じゃなかつた」とは、原告の藤富一郎さんは、東京都世田谷区北沢に住んでいた。高さで、厳しく表情を崩さず語った。

小田急線が駆け抜けた。モーターのうなる音やブレーキの金属音。「飼い猫が驚いて逃げ出しちゃひた」。自宅の自転車の先を走る。1953年、当時中学生だった藤富さん一家は便利さを求めて東京・八王子から移り住んだ。東京と比べて、車の交通量が少なく、運転免許も不要なのが、利点だ。

1955年、当時復々線化工事の着工から約9年たつた1964年、他の沿線住民らと一緒に、列車通過の度、播れのひさきに閉口した。高度成長期を迎えて、列車の本数は増加した。モーターのうなる音やブレーキの金属音。『騒音の受容限度を公表する』などと訴え、裁判所は「騒音の影響がある」と評価している。ただ損害賠償額が低く被害者救済の時は極めて不十分。控訴も含めて厳しく検討したい」と話した。

成立したといひたが
み、今回の訴訟でも毫
本的に話し合ひを通じ
た解決を目指して努力
してきました。判決は大変
残念で遺憾。内資を千
分検討し対応を決め
る。

提訴した。「賠償額は
問題じゃない。企業や
行政に対応を促す判決
内容であつてほしい」
と願つてきました。

住み継ぎて約半世
紀。「私どもではある
まい。『嫌なら引け
越せ』と言わせてこそ

東京都世田谷区北沢に住む原告の藤富一郎さんは、東京・八王子から移り住んで、厳しい表情を崩さず語った。小田急線が駆け抜け音やブレーキの金属音、「飼い猫が驚いて逃げ出すほどだった」複々線化工事の着工から約9年たった98年、他の沿線住民と共に、列車の本数は増加した。モーターのうなる音やブレーキの金属音、「飼い猫が驚いて逃げ出すほどだった」とは、列車通過の度、播れのひびきに閉口した。高度成長期を迎えて、列車の運通の度、告側弁護団長は「判決は騒音の要素限度を公審等調整委員会の基準から3~10倍厳しくしたもので、積極的な意圖がある」と評価している。ただ損害賠償額が低く被被害者救済の点は極めて不十分。控訴もいい」と話した。

解説
小田急線の騒音を巡る訴訟で、東京地裁は31日、

受容限度を「日中平均65dB、夜間60dB」と明示し、118人の原告

事業者の対策影響も

小田急線騒音に賠償命令

のうち42人に計約1152万円を賠償するよう小田急電鉄(東京都新宿区)に命じた。在来線の騒音に対する環境基準がない現状で、具体的な数値を示して「水準に達しない場合は違法」と指摘しておらず、大都市圏を中心とした鉄道事業者の騒音対策に影響を与える可能性がある。

新幹線や航空機などの騒音については、国が具体的な環境基準を設けている。しかし、在来線の場合は運行本数や沿線環境などに地域格差もあることから、「一律の基準をつくるのは難しい」(環境省)といふ。このため、在来線の騒音を巡る訴訟や紛争では、新設路線などを対象に旧環境庁が95年に定めた指針が一つの

目安とされてきた。京成線の騒音・振動被害を巡って京成電鉄に賠償を命じた東京高裁判決(02年)もその一例だ。89年に複数線化工事が始まった小田急線は本来、指針の対象外だが、地裁は「今回の訴訟で考慮することも当然許容される」との解釈を示し、一部の住民が受けている騒音被害は「受容限度」を超えているとの結論を導き出した。

一方で判決は、小田急線の公共性の高さと原告側の被害程度をばかりにかけ、原告側が求めた「騒音差し止め」を退けた。運行への影響に配慮しながら小田急側に努力を迫ることで、バランスを取ったと言えるだろう。

【和田武士】

夕刊

讀賣新聞

2010年(平成22年)

8月31日火曜日

小田急騒音に賠償命令

沿線42人に計1100万円

東京地裁

東京都内の小田急線沿線
住民ら118人が電車の騒音などで健康被害を受けた

損害賠償などを求めた騒音公害訴訟の判決が31日、

東京地裁であった。村上正敏裁判長は住民が我慢するべき騒音の限度(受忍限度)を「昼間(午前7時~午後10時)は平均65分、夜間(午後10時~翌午前7時)は平均60分」とする基準を初めて示した上で、原告42人に計約1100万円を賠償するよう命じた。在来線の騒音公害

騒音に関する国の環境基準は、住居地域は午前6時~午後10時、55分以下が「望ましい」としている。60分は「静かな乗用車」「普通の会話」程度。道路沿線の騒音を巡っては「国道43号線訴訟」で、65分以上の騒音被害を受けた住民への賠償命令が、1995年に最高裁で確定している。

音を巡る集団訴訟で賠償が命じられたのは初めて。

小田急線の騒音問題を巡っては、公害紛争を仲裁する総務省の公害等調整委員会が1998年7月、1日の平均騒音レベルが70分以上

の住民34人に慰謝料計956万円を支払うよう小田急側に求める裁定を示して

いるが、この日の判決は、この裁定よりも幅広く原告を救済する判断となつた。

訴訟の対象となつた区間は、代々木上原(東京都渋谷区)付近の約9・2キロ。原

訴訟は公害等調整委員会の裁判を不服とする一部住民

ら計352人が98年8月と99年7月に提訴。このうち

203人は2004年8月、騒音レベルを1日の平均で65分以下にすることや

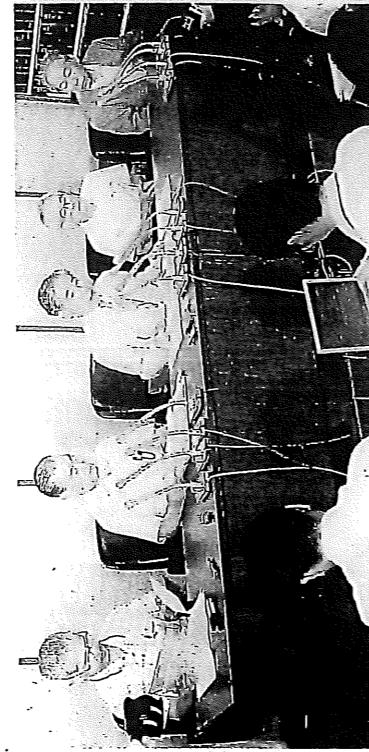
同社が総額4200万円を支払うことなどで和解して

いた。△関連記事13面▽

新編音韻圖

卷之三

提康十二年



告らが静かにうなずく姿を見られた。 閉廷後、東京・霞が関の司法記者クラブで記者会見した弁護団長の斎藤驥弁護士は「原告の4割近くが勝訴しており、この種の訴訟としては悪くはない」とからみじめるように話した。ただ原告が求めた「夜間50円以下」と、判決が示した基準とは聞きがあり、原告18人のうち16人の請求は認められなかつたため、「救済の縁引きの仕方に問題がある」と指摘し、控訴を検討する考えを明らかにした。

公言訴音強急念田小

「大濟樂」

判決後、記者会見する小田意縁騒音訴訟の原告(3日前東京・靈が園で)

■文部省「かなり厳しい」

旅の心が大満の日も

小田急線騒音訴訟で、東京地裁は3月、小田急側の責任を認め、騒音被害を受けていた住民を幅広く救済する判断を示した。提訴からすでに12年が経過しており、平穡な日常生活を求めて争ってきた原告側は「救済の基準が広がり、意義がある」と判決を評価したが、救済の額引ききや賠償額については不満の声も上がった。△本文記事1面△

午前10時、東京地裁
3号法廷には、原告住民の
うち約30人が訪れ、判決に
耳を傾けた。村上正敏裁判
長が、一部の住民に対する
小田急側の陪審責任を認めた

訴訟で、原告が勝利した。弁護士は「原告の4割近くが勝訴しておらず、この種の訴訟としては悪くはない」とかみしめるように話した。ただ、原告が求めた「夜間50分以下」と、判決が示した基

準とは聞きかどり原告1
18人のうち6人の請求は
認められなかつたため、「救
濟の繩引きの仕方に問題が
ある」と指摘し、控訴を檢
討する考え方を明らかにし
た。



性別「女性」

性もある」としている。

◇ 小田急線の騒音を巡っては、今回の訴訟の提訴に先立つ1994年6月、今回立つの原告の一部を含む沿線住民が東京都世田谷区内の高架化事業について「騒音への配慮を欠いている」として国に事業認可を取り消しを求める行政訴訟を起こした。この訴訟では、東京地裁が「騒音が広範囲に発生する可能性を見逃した」とし、事業認可を取り消す判断を示したが、最高裁判所は00年1月、住民側の請求を棄却している。

この区間にについては、02年に高架化工事が完了。騒音訴訟の対象区間のうち残る区間は現在、地下化の工事を進めている東北沢世田谷代田駅付近(約2キロ)で、同社では、13年度末の完成を目指している。

小田急電鉄の話「原告と話し合いを通じた解決を目指して努力してきた。今回の判決は大変残念で遺憾だ。判決内容を検討し今後の対応を決めたい」

公益性高くても賛成対策必要

今回の訴訟は、生活の足りない線の騒音が司法の場で争われた初めてのスリットた。騒音訴訟では、住民音を我慢すべき程度をた場合に限って事業者が賠償責任を認める判断

た。この訴訟では、1審・東京地裁が「騒音が広範囲に発生する可能性を見逃しに至り、事業認可を取り消す判断を示したが、最高裁判は06年1月、住民側の請求を棄却している。

この区間については、02年に高架化工事が完了。騒音訴訟の対象区間のうち残る区間は現在、地下化の工事を進めている東北沢世田谷代田駅付近(約2キロ)で、同社では、13年度末の完成を目指している。

小田急電鉄の話「原告と話し合いを通じた解決を目指して努力してきた。今回の判決は大変残念で遺憾だ。判決内容を検討し今後の対応を決めた」

日常の在来線の最高裁判決(1981年)は①被害の程度②公共性③その後の被害防止措置などを総合考慮して決めるべきことの基準を示した。今回の判決も、小田急線が超えていた側に、年間輸送人員が6億800万人を超えていたなどから「公益性は極めて高い」と認めた。小田急側は「騒音対策で、現在ほぼ毎日騒音を下回る騒音レベルになつてゐる」としており、判決でも「騒音を放置したものではない」と、同社の対策に一定の評価を与えてゐる。

しかし、騒音対策が1995年5月、在来線の騒音について「昼間は60デシベル」とした措定などを踏まえ、提訴の時点では、技術的には騒音を防止する事が可能なたったものに措定が十分ではなく、沿線住民に被害を与えた場合には賠償責任が生じるとの判断を示した。

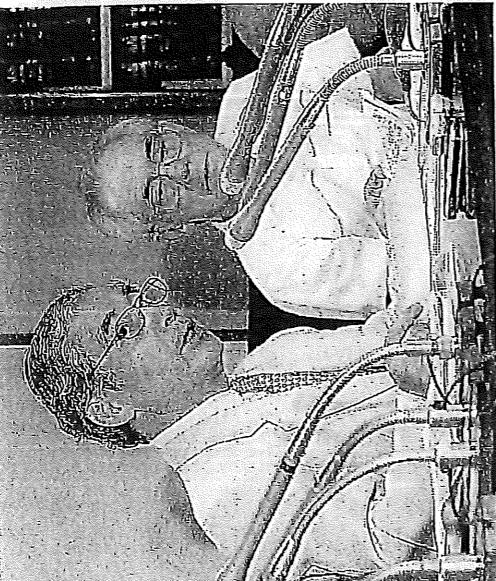
いかにも公益性の高い事業であつても、沿線住民の生活環境保護には十分に配慮しなければならないとした今回の判決は、他の鉄道事業者に対しても、騒音対策への不斷の努力を求めるものといふべきだ。

(吉良敦岐)

小田急電音で賃貸命令 「愛忍限度超す」1部住民に1100万円

「愛忍限度超す」一部住民に1100万円

東京都世田谷区などの住宅地を通る小田急線の高架複々線化で騒音被害を受けたとして、沿線住民らが小田急電鉄に対し、騒音の差し止めと総額約7億8千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が31日、東京地裁であつた。村上正敏裁判長は「騒音被害は愛忍限度を超えてゐる」など述べ、原告118人のうち、4人を対象に総額約1千52万円の支払を小田急電鉄に命じた。



差し止めは棄却

騒音被害を明確に認め
た司法判断は今後、大都市圏沿線の騒音問題の解決に影響を与えた。この訴訟でも路線の公益性などに照らし、騒音が住民が我慢すべき限度(受容限度)の範囲内かどうかが主な争点だった。判決理由で村上裁判長

基準提示は前進 騒音低減努力を さん(刀)は「騒音基準が新たに示されたことは 前進。小田急は将来に向原告が会見 けても騒音を少しでも減 小田急線騒音訴訟の原 告・弁護団は判決後、東京・霞が関の司法クラブで記者会見し、賠償が認められた原告の藤巣一郎 うるさ努力をしてほしい」と訴えた。一方、敗訴した大橋秀雄さんは「騒音は経験してみないと分からぬ。住民の素直な実

記者会見する原吉久（31日前、東京・震が閣の同僚クラブ）

卷之三

旧環境庁基準に準拠

騒音規制、法的仕組み

小田急線騒音訴訟で焦
がなく、被書に悩まされ
た在来線の騒音
の住民は少なくない。提
訴から12年。訴訟は都市
開発を巡る住民意の合意
形成の重要性だけではな
く、騒音を巡る法の不備
も浮き彫りにしており、
司法が騒音の受容限度の
基準を明確に示したこと
で、鉄道事業者は騒音対
策を迫られそうだ。
日本環境庁は1995年に
「在来鉄道騒音指針」
を規定。鉄道新規
規制改良する場合
騒音を午前7時~午
前7時は55dB以下に
するとの内定だが、改
はなく、あくまでも
されてきた。

として『なんで』と思
った」と悔しそうに話す
斎藤駿弁議長は「騒
音基準の見直しなど総論
としては勝つだが、賠償
額など具体的な被書者救
助はさわめて不十分。控
訴も含めて対応を検討す
ること」と話していた。

感を指摘する声もあつた。
今後の訴訟の推移では国
が騒音基準設置の判断を
巡りのべる可能性がある。

国士交通省の田中哲は
「今回の複々線化と同規
模の工事は都市圏では珍
しくない。」と憲法では
あるが、日環換工基準の
大幅改良に進じた板川
が證められた上じて他の
工事区間でも騒音への配
慮を巡り議論になる可
能性がある」といふ。

小田急線沿線の代々
木上原(東京都渋谷
区)一高多見(世田谷
区)間の高架複々線化
で受忍限度を超える騒
音被害を受けたとして、
沿線住民(百十八人
が小田急電鉄(東京
都新宿区)に、総額約

七億八千四百万円の損
害賠償などを求めた訴
訟の判決が三十一日、
東京地裁(村上正敏裁
判長)であった。村上

裁判長は「原告の日常生活に不
可欠で、両者間の調整
が必要だ」と指摘した。
その上で「小田急電

鉄の技術水準から考
慮する限り、騒音を午前七
時から午後十時までは
六五分貝以下、その他の
時間は六〇分貝以下にす

る」ことは可能。それを
超える騒音で、住民に
被害を及ぼすこととは許
されない」とした。

住民らは騒音の差し
止めも求めていたが、
退けられた。

住民らは一九九二

年、政府の公害等調整
委員会(公調委)に調
停を申請。公調委は
「七〇分貝以上の騒音を
違法」とする裁定を出
したが、住民らはこれ
を不服として、九八年

に集団提訴していた。
小田急線の騒音をめ
ぐっては、別の住民が

騒音、小田急に賠償命令

東京地裁「深夜60ベルは違法」

ループも同様の訴えを
起こしていたが、小田
急電鉄が住民側に総額
四千二百万円を支払
い、騒音レベルを一日
平均で六五分貝以下に抑
えることなど)で、二〇〇四年七月に和解し

た。

環境庁(当時)は九年
五年、新線開設時には
昼間六〇分貝、夜間五五
分貝以下に抑えるよう騒
音レベルの指針を策
定。既存路線の改良工
事の場合は、以前より
も改善する(だけ)定め
てい。

基準なき現状に一石

大都市圏の在来線沿線ではいつも抱える騒音問題。これまでも騒音被害を訴えた住民訴訟がいくつか提起されてきたが、千葉県の京成本線の沿線住民が京成電鉄に求めた損害賠償を認めた東京高裁判決があるくらいで、住民側の訴えを認めたケースは極めて異例といえる。今回の地裁判決が今後、同様の訴訟に与える影響は少なくないともうかる。そもそも、法律に基づく国の環境基準により、場所によって55~70dB以下のところを新幹線などと違って、在来線についての適用されは法律により明確に決められていない。

在来線に関しては平成7年に環境庁（当時）が指針を策定している。指針によるところ、午前7時~午後10時が「普通の会話」程度とするのが想、それ以外を5dBとする目安が示された。しかし、あくまで指針にどまり、法的裏付けがあるものではない。それにも拘らず路線の新設や大規模改修に対する努力目標にひりあっており、今回の訴訟で問題になつた小田急線など既存の路線には適用されていない。

今回の判決で地裁は「騒音対策に対しても既存のままで十分高い技術があり、騒音をさらに抑えることは可能なつた」と指摘、その不作為を断じている。明確な規制がないことに安堵としてきた鉄道事業者側の姿勢に一石を投じている。

東京都内と神奈川県をつなぐ小田急線の代々木上原(渋谷区)―豊多見(世田谷区)の高架複々線化事業をめぐり、受容限度を超える騒音被害を受けた118人が周辺住民ら118人が小急電鉄に計約7億8千万円の損害賠償などを求めた訴訟の判決が31日、東京地裁であつた。村上正敏裁判官は「一部で受容限度を超える騒音被害があつた」と認め、原告4人を対象に計1150万円の支払いやじた。今回の訴訟は平成

は渋滞緩和などを目的として国が6年に一部の区間を認可。周辺住民の一部は認可取り消しを求める訴訟を提起したが、18年に最高裁判所が敗訴が確定している。

村上裁判長は「技術的な水準からいえば、騒音の低減は可能だった。被告側は今まで何ら騒音対策を行っていないが、午前7時～午後10時に65dB、それ以外で60dBを超える騒音にさらされている住民の被害は社会生活上受容すべき限度を超えており」と判断。これにあ

てはまる地域の住民一人当たりの被書を1カ月300円、勤務していた人を1800円として算定した。

小田急電鉄の話「環境対策や騒音低減実績について理解を求めてきたので判決

小田急騒音 42人へ150万円支払い命令

原告訴の斎藤勝弁護団長（左）ら=31
東京・震が闇の司法記者クラブ
に記者会見する、小田急線乗車券訴訟原告団の斎藤勝弁護団長（左）ら=31
日午前、東京・震が闇の司法記者クラブ

住民ら「被害者救済には不十分」「騒音被害をきちんと判断してない。被害者を救済するには不十分だ」。小田急電鉄の騒音被害を一部認め、周辺住民への損害賠償を命じた東京地裁判決だったが、住民らの表情は厳しかった。閉廷後に東京・霞が関の司法記者クラブで会見した斎藤勝弁護団長は「これがけいの原告が勝訴したことは悪くない結果。(受忍限度にあたる)騒音基準を引き下げたところ意味でち意義がある」と評価する一方、「騒音被害に苦しみてきた被害者の線引き方法に不合理がある。控訴も含めて検討した」と話した。

男性住民は「今も部屋の窓を開けると、テレビの音が全く聞こえない。判決は誠に遺憾」。また別の男性住民も「敗訴には『なんで』という思い。騒音問題は当事者にならなくて分かってもらえないのか…」と憤りを露にしました。